

SHK/N 552-1989

社会保障研究所年報

平成元年度

社会保障研究所

(〒107 東京都港区赤坂2丁目19番8号
(赤坂2丁目アネックスビル内)

☎03 (589) 1381

はしがき

社会保障研究所は、社会保障研究所法（昭和39年法律第156号）に基づく特殊法人として、昭和40年1月に創設されました。以来社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行う機関として、各種の研究プロジェクトを推進するとともに、シンポジウムや基礎講座等を開催し研究成果の普及に努めきました。

本年報は、研究所発足以来昭和57年まで「社会保障研究所の概要」と題して、小冊子を、昭和58年以降「社会保障研究所年報」と改め、毎年発刊し各方面に配布しているものです。その内容は、研究事業の報告に重点を置き、特に前年度研究課題の成果の要約を掲載するなど研究活動の年次報告的なものとして、研究所の全体的な活動状況の概要をコンパクトに紹介しています。本研究所の業績は、「季刊社会保障研究」、「海外社会保障情報」の機関誌や研究所研究叢書はじめ多くの刊行物に発表されていますので、詳細はそちらを参考にしていただければ幸いです。

今日高齢化、国際化への対応ということが、我が国のみならず先進諸国共通極めて重要なテーマになっていますが、社会保障の分野でも例外ではなく、特に高齢化の問題は大きな課題です。こうした状況下で、学際的学問である社会保障研究の領域でも、基礎的、理論的研究と併せ、実証的、政策的研究の必要性が今後一層増大することは確実であり、研究所はこれに応えられる研究機関でありたいと考えています。幅広いご支援をお願いする次第です。

平成元年5月

社会保障研究所長

小山路男

目 次

I 研究事業	1
1. 昭和63年度事業報告	1
(1) 研究課題の成果の概要	1
(2) 社会保障給付費の推計結果の公表	15
(3) 社会保障トップセミナー等の開催	16
(4) 調査研究成果の刊行	18
2. 平成元年度事業計画	22
(1) 研究課題の概要	23
(2) 社会保障給付費の推計	28
(3) 社会保障トップセミナー等の開催	28
(4) 調査研究成果の刊行	29
II 研究所の概要	30
1. 設立の趣旨及び現在までの経過	30
2. 機 構	32
3. 役員・顧問・参与・職員	33
4. 専門委員	33
5. 機関誌編集委員会	34
6. 研究評議委員会	34
7. 歴代役員一覧	35
8. シンポジウム・基礎講座等の開催一覧	37
9. 刊行物一覧	42

I 研究事業

1. 昭和63年度事業報告

(1) 研究課題の成果の概要

研究課題 1

アメリカの社会保障

【主たる研究項目】 1. アメリカ合衆国における社会保障の歴史

2. アメリカ合衆国の行政、地方自治、経済

3. アメリカ合衆国における社会保障の問題点と改革の方向

【研究成果の概要】

1. アメリカ合衆国における社会保障の歴史
アメリカの社会保障の歴史は、教養対策から始まる。そして、教養対策は、アメリカがイギリスの植民地から出発したこともあり、イギリスの教養法を継承することによって行われた。したがって、その特徴は、第1に最小限度で教養を行うこと、第2に教区単位で教養を行うこと、第3にワークハウス（work house）に収容保護して教養を行うことが挙げられる。

その後、資本主義経済の進展や社会改良運動などの影響を受けて、慈善事業が盛んになり、それを組織化して行う慈善組織化的動きがみられるようになる。これと同時に、工場法等による労働条件の向上を図る立法や工場等での災害の補償を目的とした労災立法が次第に各州で行われるようになってきた。

しかし、アメリカにおいて、社会保障の体系が確立するのは1935年の社会保障法の制定まで待たねばならなかった。この法律は、1929年の大恐慌によって、失業は自らの力によって対処することが不可能であること、銀行の倒産や証券の無価値化により老後に個人で備えることが不可能であることが自覚されるようになり、それらに社会的に対応するために制定されたものである。この社会保障法は、世界で初めて社会保障と冠した法律として有名であるが、失業補償と年金保険が柱とされ、医療保障を欠いていた。

第2次大戦後、社会保障の各分野で進展がみられるのであるが、1965年のメディケア・メディケードの導入が、医療部門において初めて社会保障を導入したものとして注目に値する。しかし、これらは老人や低所得者に対するもので、一般的な医療保険特に傷病手当金の全国的な制度がない点にアメリカ社会保障の特徴がみられ、今後こ

の問題が最大の課題になると考えられる。このほか、低所得者に対する所得保障施策であるSSIやAFDC、現物給付としてのFOOD STAMP、老人福祉対策や児童福祉対策、住宅対策がきめ細かく行われるようになってきている。

2. アメリカ合衆国の行政財政、地方自治、経済合衆国統治構造は連邦制と三権分立制とに特徴づけられる。憲法に規定された連邦主義とは、連邦と州との権限を明確に区分し、それぞれの政府が固有の権限を行使することである。1921年以降連邦政府が連邦所得税を固有の財源とした結果、連邦政府の機能は拡大し、政府間関係に財の移転が染みかれるようになつた。またニューヨーカー以来、連邦政府が国民統合の機能を果たすようになり、政府間関係は「レア・ケキ」から「マープル・ケーキ」へ、「紛争型」から「協力型」へ転換したといわれている。

しかしながら連邦政府の立法プログラムを開始しても、州政府や地方政府に対して法的強制力はない。連邦政府の政策に実効性を供与する手段は、連邦補助金となる。つまり、連邦の意図を浸透させるために、補助金交付の裁量を用いるのである。レーガン政権では「新しい連邦主義」という表現で内政の基本方向を明示した。連邦政府から州政府への権限委譲、一括補助金の採用などがそれである。ただし、政府体系が多様なためもあって、連邦意思を画一的に浸透させることは困難である。三権分立制では、司法府・立法府・執行府とがそれぞれ高い自立性を保有しながら、抑制均衡と相互監視を行う。連邦議会は地域代表制であり、政党は地方分権的で議員に対する政党の拘束力は弱い。そのため社会の価値は政治過程へ強く反映される。一般的にペラル派は連邦政府を通じた所得再分配機能に重きをおき、保守派は州政府への権限委譲を強調する。ただし、議会内の多數派形成の結果、政策内容は多数の社会利害を反映することになり、予算は増分主義になる。つまり多元的均衡の政治体制下では、各社会階層間の価値判断と価値付与の関係を大きく変動させる政治的大決定が生じにくいのである。社会保障関連のイニシアチブは大統領の強力なリーダーシップの下で行はれることになる。

合衆国財政は、第二次大戦前のニューヨードール政策に大きく規定されている。1955年以降（朝鮮戦争後）の平常化がすむ時期には、拡大された財政規模の中で軍事支出の相対的抑制と福祉支出の絶対的・相対的膨張という構造変化が生じた。この過程ではニューヨードール期に形成された社会保険制度や連邦補助金制度が拡大されたり、機能転化して重要な役割を果たした。1970年代になると、失業の増大、人口高齢化により福祉関連の財政支出対GNP比率は急増したが、1980年代のレーガン政権には軍事支出の回復が図られたために、大幅な財政赤字が生じた。それでも、年金と医療を中心とした福祉支出の下方硬直性と膨胀圧力が持続しているのは、人口高齢化を背景に、アメリカン・デモクラシーのメカ

ニズムのなかで、高齢者人口の扶養は「豊かな社会」の生活水準を前提として社会的に行はるべきであるというコンセンサスが形成されているからであろう。公的年金の財政は、1983年社会保険法修正法により、今後70年間で收支均等する見通しである。しかし、一般財政赤字の削減のために年金保険信託基金の積立金が使われることに対しては、年金財政の長期的安定性のみならず財政規律を崩すものとして、最近多くの専門家によってその問題点が指摘されている。

3. アメリカ合衆国社会保障の問題点とその改革の方向

医療保険制度については、メディケアやメディケイドといった老人、障害者、低所得者などのための制度はあるが、一般国民を対象とした全国的な制度はない。多くは企業内福利としての医療保険や一般商品としての民間医療保険に加入しているが、未加入の者も多くいる。このため、国民保険法制定についての議論が高まり現に議会に法案も提出されているが、成立の見込みは立っていない。また、メディケア、メディケイドの公的医療保障の費用の高騰に悩まされ、医療費の抑制が最大の課題になっている。

公的年金制度については、2020年頃から年金受給者による圧縮の世代の世代の年金費用をどうやって賄うかという問題があるが、1983年の改正により同年まである程度の積立金を保有することにより問題の解決をみた。しかし、今度はこの積立金の累積と一般会計の赤字との関係をどう考えるかについて大きな議論が起こっている。次に、アメリカにおいては、公的年金が貯蓄を減らし、あるいは労働供給を減らして、経済成長に悪影響を与えたのではないかということが大きく議論されている。このため、公的年金の財政方式を現在の賦課方式から積立方式に変えるべきだという意見や極端な意見では公的年金を廃止して私的年金に代替させるべきことなどが主張されている。更に女性の年金の問題についても議論され、配偶者に対する年金が他方配偶者の年金額の50%と大きいため、専業主婦も共稼ぎ夫婦も年金額があまりかわらなくて不公平ではないかということ、育児や介護のために就業できなかつた期間をどうするかというなどが論じられている。これらの問題を解消するために、夫婦2人分の収入を合計した後2分して社会保障税を課すること（earnings sharing）、2階建(double-decker)にすること、配偶者に対する年金を縮小又は停止することなどが提案されている。失業保険制度については、1970年代の不況によって失業保険財政が悪化し、このため失業給付の水準を下げたり保険料を引き上げたりして、財政の健全化に努めた。その結果、1980年代に入ると失業者の中で失業給付を受けける者の割合は著しく減少し、被保険者失業率と総失業率との間に大きな差が生まれ、失業保険の所得保障機能が低下するという問題が生じている。

アメリカでは離婚率が高く、これがAFDCの受給率を高めている。このため政府はAFDC受給者の就業の促進を図ったり、父親の扶養義務を追求するための法改正を行つたりしているが、父親の所在がつかめないのでため、必ずしもそのねらいが

果たされていない。

研究課題 II

カナダの社会保障

【主たる研究項目】 1. カナダの社会保障の歴史

2. カナダの経済、財政、労働、行政、地方自治

3. カナダの所得保障、医療保険、社会福祉、住宅政策

4. カナダの社会保障の問題点と改革の方向

【研究成果の概要】

1. カナダの社会保障の特徴

カナダはソ連に次いで世界第2の広大な領土をもつ国であるが、人口は希薄であり、2,500万人である。カナダ人の構成は、フランス系26.7%、イギリス系40.2%であり、その他もほとんどヨーロッパ系の住民であり、原住民のインディアンやエスキモーは相対的に少ない。また、カナダは10の州と2つの準州から成る連邦国家であり、それの州の自治権が極めて強い。カナダが「妥協と協調」によってこそ成立するコンフェデレーションへの道程を進んできた点は、カナダの社会保障を考える上で看過できないものとなっている。カナダの社会保障制度では連邦政府は制度の基準を示し、その基準を満たす州に対しては財政的援助を行う。各州は連邦政府が定めた社会保障に州独自の制度を加えつつ運営される。憲法上も、これらの州の自治権を優先するようには定められている。カナダの社会保障制度では、州の自治権がかなり強く、その結果、給付内容や保険料・地方税の曳い方に、州間で著しい格差が生じ、制度体系を複雑なものにしている。連邦政府の州に対する財政的援助の公平という観点から、近年、連邦補助金の適正配分が問題とされている。社会保障の領域でも、「政府間関係」と称されるさまざまな調整措置がとられている。

カナダの主要な社会保障制度の概要是次のとおりである。

2. カナダの社会保障制度の概要

(1) 社会扶助制度

カナダの社会扶助制度のルーツは1601年のエリザベス救貧法にあり、労働能力の有無の区別を重視する等、現在もその特徴を残している。各州がそれぞれ独自の社会扶助制度を運営してきたが、1966年にカナダ扶助制度として統合された。連邦政府は各州と個別に協定を結び、州の社会扶助プランに要する費用の50%を分担する。その主要な目的は、第1に、困窮者に対する扶助および施設ケアの提供に対して援助すること、第2に、貧困および児童放任による公的扶助への依存を軽減・除去・予防するため福祉サービスの提供に対して援助することにある。扶助の内容は、一般扶助、特別

ケア・ホーム（老人ホーム、ナーシングホーム、児童福祉施設等）、児童福祉（里子の扶養等）、ヘルス・ケア（薬剤・歯科治療等）、福祉サービス、労働活動プロジェクトなどである。1984会計年度における連邦政府の貢献額は約40億ドルとなっている。

なお、各州はそれぞれの法律と規則を制定し、社会扶助制度を運営しているが、州間、あるいは同一州の自治体間で、かなりの差異がある。例えば資産や所得の控除水準、および労働能力の有無等各カテゴリーに対する取扱い等は州により異なる。

連邦政府は費用負担を通じて、このような社会扶助制度の地域間不均衡の是正を図っている。

社会扶助受給者数は、1986年現在で1892.9千人、人口千人当たり74.7であり、かなり高い率となっている。受給者は失業者（就業能力あり）、障害者、高齢者、単親が多く、全体の90%を占めている。

(2) 年金制度

年金制度による所得保障は、定額の基礎年金、所得比例の公的年金、および私的年金の三重の層で構成されている。基礎年金としては、まず非拠出制の老齢保障年金があり、一定の居住用件を満たした65歳以上の全居住者に、一般税収を財源として、一律定額の年金が支給される。この年金是比较的低額であること、および支給が65歳以上に限られているために、補足の制度として、老齢保障年金に付加し補足所得保障（所得調査を伴う）と配偶者手当が支給される。

所得保障の第2の層は、所得比例の公的制度、つまりカナダ年金制度（10州のうち9州に共同設立して、ケベック州以外で働くカナダ人労働者に適用される。）とケベック州の労働者のみに適用されるケベック年金制度である。両制度は、ほぼ同じ内容で相互に通算されるので、実質的には1つの制度と考えてもよい。この制度は18歳から65歳までのすべて労働者に適用され、被用者も自営業も、フルタイマーもパートタイマーも含まれる。所得比例年金は、労使の同額拠出による社会保険方式で、各人の報酬のうち全国労働者の平均賃金までの部分を対象にして、従前所得の25%の年金を65歳から支給するとともに、障害および遺族の年金も支給する。65歳から受給の場合は、就労していても同様に給付を受けることができる。

遺族年金としては、残された配偶者が65歳以上のはあいは退職年金の60%が支給され、45歳から64歳まであるか、若しくは障害者が子供をもつ45歳未満の配偶者であれば、103.02ドルの均一給付と退職年金の37.5%に当たる額が支給される。障害年金としては、264.04ドルの均一給付と老齢年金の75%に当たる額が支給される。

公的年金を補足する私的年金として、職域年金と退職準備貯蓄制度があるが、両制度の適用を受けているものは約半数にとどまっている。一人暮らしの老齢者のうち貧困者の占める割合は1982年には58%であり、貧困問題の解消のために、さまざまな提言が行われている。

(3) 失業保険

自営業者、日雇労働者、家族労働者等は失業保険の適用除外とされているが、同一

の職場で週15時間以上働いている被用者はすべてこの制度に加入している。一般に、失業保険の受給資格には労働能力を有することが含まれているが、カナダの失業保険では、労働能力の保有と並べて、疾病若しくは出産による労働不能が受給資格に加えられている。給付は基礎となる過去の平均収入の60%である。

(4) 労働者補償

各州にはそれぞれ独自の労働者補償制度があり、就労中の災害・傷害や労働に起因する職業病から労働者を保護している。この制度の費用は、業種と事故率に応じた事業主の拠出によってまかなくなっている。

給付額は収入75%を保障とする額となっているが、ケベック、ニュー・ブランズワイック、アルバータでは収入の90%が支給される。給付は労働不能の継続する期間中支給される。また、医療も病院、リハビリテーションセンター・サービスも無料で受けられる。

(5) 家族手当

カナダの家族手当はユニアーサルな所得保障制度であり、所得や資産に関係なく、18歳以下の児童を養育しているすべての親に支給される。連邦基準では、子供も一人当たり月額31.93ドル(1987年)が支給される。州政府では、連邦基準をもとに独自に支給額を決定できるが、次の条件がつけられている。①児童の年齢および世帯の児童数を基礎に手当額を算定すること、②最低給付月額は連邦基準額の60%を下回らないこと、③州独自の額を含めたその州での総支給額は、過去4年以上の平均で、連邦基準と同額であること。なお、給付は消費者物価指数の変化に応じて自動調整される。また、家族手当制度では、福祉機関および施設にいる18歳以下の児童に対して、専門家が直接、里親に養育費として支給される。

(6) 医療保障制度

カナダの保健サービスは州政府の管理下で行われることが原則となっている。連邦政府の役割は、国全体および州間の保健サービスを指導していくことと、州独自の制度として運営されている病院保険、医療保険に財政的援助を与えることである。各州は連邦の基準を満たす必要がある。基準は、①適用の普遍性、②非営利性運営、③給付の包摂性、④例外や一部負担の妥当性、⑤給付の共通性(州間移動の際)等である。病院保険のもとでは、被保険者は入院に関して通常与えられるあるらゆるサービスを受けられる。病院に来る外来患者のサービスは州独自の裁量によるところが大きく、州によってさまざまである。しかし、多くの州で病院保険によつてカバーされている外来サービスには、救急医療、整形、作業療法、理学療法、言語治療、放射線治療、精神疾患のディ・ケアやナイト・ケアが含まれる。また、州によつては、病院保険で定められた以外のサービスを、州独自の権限で行つてゐるところもある。オンタリオ州では老人ホームやナーシングホームの医療や看護もこの保険でカバーしているし、マニトバではパーソナル・ケアやホステル・ケア、ノヴァ・スコシア州では精神病院

の職場で週15時間以上働いている被用者はすべてこの制度に加入している。一般に、失業保険の受給資格には労働能力を有することが含まれているが、カナダの失業保険では、労働能力の保有と並べて、疾病若しくは出産による労働不能が受給資格に加えられている。給付は基礎となる過去の平均収入の60%である。

各州にはそれぞれ独自の労働者補償制度があり、就労中の災害・傷害や労働に起因する職業病から労働者を保護している。この制度の費用は、業種と事故率に応じた事業主の拠出によってまかなくなっている。

(4) 労働者補償

各州にはそれは基礎となる過去の平均収入の60%である。

(5) 家族手当

カナダの家族手当はユニアーサルな所得保障制度であり、所得や資産に関係なく、18歳以下の児童を養育しているすべての親に支給される。連邦基準では、子供も一人当たり月額31.93ドル(1987年)が支給される。州政府では、連邦基準をもとに独自に支給額を決定できるが、次の条件がつけられている。①児童の年齢および世帯の児童数を基礎に手当額を算定すること、②最低給付月額は連邦基準額の60%を下回らないこと、③州独自の額を含めたその州での総支給額は、過去4年以上の平均で、連邦基準と同額であること。なお、給付は消費者物価指数の変化に応じて自動調整される。

(6) 医療保障制度

カナダの保健サービスは州政府の管理下で行われることが原則となっている。連邦政府の役割は、国全体および州間の保健サービスを指導していくことと、州独自の制度として運営されている病院保険、医療保険に財政的援助を与えることである。各州は連邦の基準を満たす必要がある。基準は、①適用の普遍性、②非営利性運営、③給付の包摂性、④例外や一部負担の妥当性、⑤給付の共通性(州間移動の際)等である。病院保険のもとでは、被保険者は入院に関して通常与えられるあるらゆるサービスを受けられる。病院に来る外来患者のサービスは州独自の裁量によるところが大きく、州によつてさまざまである。しかし、多くの州で病院保険によつてカバーされている外来サービスには、救急医療、整形、作業療法、理学療法、言語治療、放射線治療、精神疾患のディ・ケアやナイト・ケアが含まれる。また、州によつては、病院保険で定められた以外のサービスを、州独自の権限で行つてゐるところもある。オンタリオ州では老人ホームやナーシングホームの医療や看護もこの保険でカバーしているし、マニトバではパーソナル・ケアやホステル・ケア、ノヴァ・スコシア州では精神病院

のサービス、アルバータではナーシング・ホームのケアまで含められている。

カナダでは入院に際する病院保険のほかに、主に開業医の医療サービスを受ける際の医療保険の制度がある。この制度の運営、実施の主体はやはり州政府が担当している。医療保険も州の独自の裁量によって運営、管理されているため、給付内容の医療行為や保険料などに州間で差異が生じている。当初、ナーシングホーム、老人ホームなど延長療養施設でのサービスは連邦の補助の対象とはなっていなかつたが、1977年以降、これらのサービスが連邦補助の対象となり、また連邦補助の方式が変更された。

(7) 社会福祉

カナダの社会福祉サービスにおいては、所管あるいは役割が連邦政府と州政府の間に明確に分離されている。連邦政府はサービス部門の財源調達において重要な役割をもつとともに、特別なグループ(退役軍人、インディアン、エスキモー、移民等)に対して直接サービスを提供する。福祉サービスのアドミニストレーションは、基本的に州政府責任であるが、州政府の財政支援により、地方当局がサービス提供を行う場合も少くない。カナダの社会福祉は各州単位に完全に横割り方式をとっているため、地域間格差は著しく、コーディネーションが必要とされ、各種の方式によつて各政府間に生じる福祉問題の調整が行わわれている。各州はとくに高齢者福祉、児童福祉、リバビリテーション・サービスに力を入れている。高齢者福祉サービスは、州、市町村、民間機関によつて提供される。最近、在宅ケアサービスの体系的な整備および高齢者向け集合住宅の整備については注目に値する点が見られる。児童福祉サービスは、放任児童、遺棄児童、両親の保護を受けられない児童に対して、ニードに応じて家族に代わる保護を提供することを目的として行われている。サービスの運営については、若干の州ではすべてのサービスは公的に運営されるが、その他の州ではサービスの直接的な責任は州当局が負いながら、民間機関(児童保護協会)に委託されている。リバビリテーション・サービスは障害者の就業への準備を志向するものであるが、重度障害者や慢性疾患者に対しても各種のプログラムにより公的援助がなされている。

研究課題 III

地図計画と福祉計画

- 【主たる研究項目】
 1. 地域の福祉計画の歴史的系譜と現状分析
 2. 社会計画のフレームと地域の福祉計画
 3. 地域の総合的な計画化の検討

【研究成果の概要】

1. 地域福祉計画の歴史的系譜と現状分析—近年、西欧の福祉先進国では高齢社会に向けて福祉サービスが施設ケアから在宅ケアに大きく転換しつつある。その背景には施設費用の節減といふねらいもあるが、他

方で福祉の公平性およびノーマライゼーションの実現が大きな目標となつてゐる。在宅ケアを実現するうえでは、医療保健と福祉サービスの連携は不可欠であることが認識され、その実践課題に取組んでいるのである。

ヨーロッパ諸国では、医療は州ないし県レベルが中心に行政サービスを提供し、福祉サービスは市町村レベルの自治体が供給している。そのため同じ行政部門であつても統一的にサービスを供給できておらず、両者の連携の必要性がでてきている。連携のシステムが成立するためには、地域保健医療および地域福祉サービスがそれぞれ充実していること、そのうえで両者をつなぐ鍵ともいうべきキーパーソンあるいはキーステーションが存在すること、が前提であるとされている。

米国では生活を重視したく生活モデルへの転換が提起されている。

また昨年度は、わが国における在宅ケアの実態と今後のシステム実現の可能性を探る意味で、先進自治体を取りあげてサーベイを行った（三鷹市・日野市・松戸市・町田市・足立区・江東区・中野区）。我國では両者の連携には至らず、それ以前の段階である。地域医療・地域福祉それぞれにおいて自治体における計画、つまりシステム確立とマンパワー確保は先決の課題であることが明らかとなつた。そこで今年度は、調査地域を東京に限定せず、先進自治体の地域計画と地域医療保健・福祉サービスの関連のあり方を具体的に明らかにする予定である。

2. 社会計画のフレームと地域の福祉計画—東京都の例から—

地域福祉を計画する際には、社会全体の合意形成と福祉の計画的な推進とをいかに両立させるかが課題である。東京都地域福祉推進計画等検討委員会の中間報告の中に、新しい発想の福祉計画論が展開されている。それは社会全体を視野におさめ、インフォーマル部門までも包括した社会計画として、福祉計画を位置づけるものである。そこでは從来の社会福祉行政に狭く限定されていた行政計画と異なり、民間団体や住民活動までも含めた計画化が提唱された。その場合、計画のあらゆる段階において、主体の複数化がみられることになる。中間報告の中ではそれを、都全域を対象として東京都が策定する「地域福祉推進計画」、区市町村が策定する「区市町村地域福祉計画」、地域住民が主体的に策定する「地域福祉活動計画」の三層構成の福祉計画として提示した。

計画全体の複数化、計画の多層化は、資源調達としての住民参加とは位相を異にする。今後はこのような福祉計画の具体化、精緻化を進める一方、計画策定のプロセスが有する、社会全体の合意形成の機能に着目する必要があるだろう。

3. 地域の総合的な計画化の検討

(1) 生活ニーズの測定と予測

計画に不可欠なプロセスのひとつは、人々の人間的な生活を保障するための福祉水

準を明確にし、目標を設定することである。地域の中に存在する福祉ニーズの測定は、まだ開発の進んでいない領域であり、多くの概念的、方法的问题を含んでいる。まずニードそれ 자체は、望ましい福祉水準との関連で定義される。また福祉計画を策定するためには、生活の個別的な諸侧面におけるニードが具体的に把握されなければならぬ。なぜならば提供されるべき福祉サービスは、個別的なニードとの対応においてのみ決まるからである。次に、こうして測定された具体的なニーズは実際に頭在化している需要とは区別され、両者の間にかなりの開きがある場合も考えられる。そのような場合に、推計したニーズの妥当性をどのように検証するかがここでは課題となるであろう。第3に、測定されたニーズを計画の中の目標設定にどのように結びつけるかが政策的な課題としてあげられる。福祉の計画化の手手続きを具体的に明らかにし、その中で福祉ニーズの測定の占める位置を確立することがここで課題である。

(2) 計画過程におけるアセシビリティー

<福祉情報システム>

サービスの向上のための新しい試みとして、福祉情報システムの開発と問題点について具体的に検討した。福祉情報システムは、地域的具体的な福祉ニーズに関する情報収集の仕方を整備し、ニーズとサービス提供状況をデータベース化してコンピューターで管理することが柱であり、各世帯を網羅した緊急通報システムなどがそれに付随する。高齢化が進み老人のみの世帯を多く抱えた地区などでは、ニーズを適切に把握しサービスを効果的に提供する必要があるために、こうしたシステムの開発が進んでいるという側面がある。しかし、より広い視点に立てば、在宅福祉推進という流れの中で保健・医療・福祉の連携の強化が課題となつており、ケースレベルにおいて共同で検討し連携できる仕組みを確立しようという指向を背後に見いだすことができる。

また情報のシステム化は、地域における福祉の計画化を進めるための具体的な裏付けとして推進されていることでもある。したがつて基礎自治体だけでなく都道府県・指定都市のレベルや国にでも研究が進められている。これらを通じてさらには検討が深められることが期待されよう。そこで今後は収集されるデータの種類と内容、情報収集・管理主体の確立、プライバシー保護との関係の整理などが重要な論点になるであろう。

参加とボランティア

福社研究における参加論は一般的に、「人的資源をいかに確保するか」という観点から論じられてきた。「ボランティアをどう組織化するのか」という実践的かつ規範的課題に応えることが、重要視されてきたのである。

その研究動向の特徴は、福祉・保健の領域において行政末端の専門職業家（ソーシャルワーカー・保健婦・医師）が政策形成に大きく関与してきたことと、無関係ではない。専門家による政策決定という発想が強固であつたため、参加論を論ずる研究者は、住民を労働力提供の社会的資源とする考え方から脱皮できなかつたのである。

現在、福社行政では<看護><介護><看護><介護>の三領域の設定が緊急課題とさ

れ、人的資源として住民の動員が必須とされている。しかしながら、参加とボランティアとを同一視してはならないのではないか。安易に計画の総合化を唱えるよりも、多元的な社会利害の調整と競合を模索したらどうか。資源調達という観点だけではなく、教育のように委員会制度による政策形成への参加という観点を設定したらどうなのか。住民と行政機関との媒介となる住区協議会を制度化したらどうか。

一部の人間にによる政策決定（福祉の管理化）ではなく、多数の利害調整による政策形成（福祉の政治化）という発想を重視すべきだとしたのも、今後の地域社会では価値の異なる人々の合意形成が必要であるという認識にたからである。その手段の模索こそ、今後の実践課題であろう。

研究課題 IV

21世紀の社会保障に関する研究

【主たる研究項目】 1. 21世紀における社会保障

2. 21世紀における経済構造

3. 21世紀における社会保険制度

【研究成果の概要】

1. 成熟時における公的年金制度

人口の高齢化の進行が止まり公的年金制度が成熟し、かつ一元化が完了したものとて、公的年金に関わる諸変数が現在のそれらと如何に乖離するかを具体的な数値によって把握し、そして検討を行った。得られた諸結果のうち、給付と負担の変化に関しては次のようなことが明らかにされた。

(1) 基礎年金に係る被保険者一人当たりの費用は月18,000円となるが、積立金の利子などを考えると、この額より10%程度低い額が基礎年金勘定への一人当たり拠出額となる。

(2) 高齢化完了時における被用者保険の保険料率はおよそ28.7%となる。ただし、積立金利子等により、実際の保険料率はこの値よりも6~10%程度低下する。

(3) (2)の推計では65歳支給開始を前提としたが、もし、現行の60歳支給開始を仮定するならば、およそ5.3ポイントの保険料率上昇が予想される。この上昇は、2階部分の支出増加による3.2ポイント、60~64歳の被保険者の減少による2.1ポイントの和として導かれる。

(4) 平成元年度における被保険者の月平均可処分所得(A)と受給者の月平均可処分所得(B)について、B/A(=78.0%)に固定して給付率を変更させる

ものとすると、成熟時で26.1%の保険料は24.6%に低下する。

2. 今后の研究の方向

公的年金制度の変化をもたらす要因として、人口構造の変化と並んで社会的・経済的な変化もまた重要であると考え、次のような観点について分析を進めることにした。

(1) 後期高齢者の増加のものとて、年金が医療・福祉分野との関連でどのように調整されるのか研究する。

(2) 就業構造、特に女性労働力の増加及び高齢者の労働率の変化は、支給開始年齢との変更との関連で公的年金制度にとって重要な意味を持つであろう。

(3) 公的年金と企業年金との関連について分析を行う。

(4) 情報化の急速な進歩も年金サービスの改善をもたらすであろう。

その影響についても考察する。

<健康と社会保険分科会>

新しい健康づくり政策の考え方と現状の問題点について検討を行った。その結果は、おおよそのようにまとめられる。

1. 物質経済の繁栄および高齢化の進行とともに、循環器疾患、癌等の成人病が疾病構造の主流を占めるようになつた。成人病を招く原因は、現代食、ストレス、運動不足等のライフスタイルに深く関係するものである。したがつて、健康回復・維持・増進の対象者も特定患者から市民全般へと拡大し、健康づくり政策の範囲も生活習慣にかかわるものへと拡大される。

2. 新しい健康づくり政策は、社会的ニーズをふまえ、消費者主権に基づいて、次のような役割を担うものと考える。

- ① 情報提供（食品成分表示、運動所要量指示など）
- ② 消費者保護（安全かつ有効な財貨・サービスの供給体制づくり）
- ③ 消費者選択（健康づくりのための財貨・サービスのメニューを消費者が主体的に選択できる均等な機会の保障）

3. 現行の医療制度のもとでは、健康づくりの社会的ニーズに適応できないつかの重要な問題が生じている。

- ① 公的な医療給付の対象が、必ずしも健康づくりの対象に向かれていない。その結果、医療の資源配分にバイアスが生じいると同時に、消費者の医療選択に機会不均等が生じている。
- ② 新しい健康づくり政策の推進にあたっては民間部門が主体となるが、規制強化の必要な部分（たとえば食品の安全性）と規制緩和の必要な部分（たとえば健康増進施設の運営）が見い出される。
- ③ 市民の主体的な健康づくりを支援するためには、健康の自己管理（セルフケア）と健康投資に加えて公的医療保険を負担している人々（ローリスクの人々）の経済的負担を軽減する必要がある。

<福祉サービス分科会>

21世紀の高齢者社会を高齢者が主体的に生活できる社会とし、そのためにはどのような施策が、どのような理念でおこなわれるべきかを検討した。

21世紀において年金制度は成熟化の道をたどり老後の経済保障として一定の安定的な役割が期待されている。一方、21世紀における高齢者は高度成長を享受し、豊かな社会のなかでライフスタイルを形成した高学歴層が中心となる。そこで提供されるサービスは従来とは質・量ともに異なるものでなければならない。サービスを選択し、利用していくといった利用者主導のサービス供給体制が形成される必要がある。また社会サービスのうち高齢者について要介護老人のみならず、健康老人、虚弱老人に対するサービスをも含んだものでなければならない。このような条件を満たすためには供給体制は多元的なものとならない。また、在宅介護が施設介護かという問題は一概には論じられないが、在宅介護の場合でも、家族成員を予め介護者として見込むことは今後の家族のあり方や女性の社会参加・就労意欲を考慮すると妥当ではない。

以上の観点から、高齢者が自律的な生活をおり、サービスについても主体的に選択が可能となり、なおかつ専門的な観点からサービスが提供されるための前提条件を現行社会福祉の供給体制や保健医療の供給体制の持つ問題点を抽出することで明らかにした。次年度はこれらの検討にそつて、2010年における高齢者に対する社会サービスとのに対するサービス量の推計をおこないつつ提示する。

<家族の変容と社会保障分科会>

本年度の研究会においては、①21世紀に向けて家族はどのように変容し、多様化するか、②現在わが国で進行している家族の変化にはどうな問題点があるか、③家族を援助するシステムを強化するために何が考えられねばならないか、④家族に対する社会保障の課題にどのように応じていけばよいか、の4つの課題について検討を行った。

先進諸国において過去40年間にみられる傾向は、婚姻制度、ライフスタイル、生活のパターンなどに大きな変化が生じつつあることである。社会における両性の役割および女性の社会的活動に関する価値観の変化は、わが国においても先進国と類似の動きを示しているといつてよい。寿命の延長は80歳以上人口の増加、介護期間の長期化をもたらした。家族形態の変化は高齢者の子らの親族との同居率を低下させ、高齢シングル世帯を増加させた。女性の就労・社会参加の活発化は児童や高齢者の扶養に影響を及ぼし、また離婚の増加は単親家庭で養育される子の増加をもたらした。

家族をとりまく環境の変化への対応をもつとも必要とする、①在宅重介護世帯、②母子世帯、③高齢単独世帯について、家計構造および家族扶養の実態について分析を行った。その結果、家族の実態と社会的対応とのギャップは極めて大きく、家族の問題における深刻度は根の深いことが明らかになった。1つの問題は、これらの世帯における経済的不安定であり、低消費、医療費(特に入院関係費)の負担が困難なこと、

介護者の負担軽減のためのサービスの利用が困難なこと母子世帯の子の教育費の負担が困難なこと等である。いま1つの问题是、社会からの独立化であり、社会関係を維持できないことである。これらの実態分析をもとにし、①高齢者の経済的、精神的、身体的扶養を誰が、どのようにして担うか、②児童扶養に対していかに援助するかについて研究会で議論を行った。

<労働の変容と社会保障分科会>

1. 本分科会では、「労働の将来」に関して産業構造・就業構造の定量分析を行った。最近の研究をいくつか検討した(経済企画庁(1985)(1987)、労働省(1987)、雇用職業総合研究所(1987))。これららの研究はいざれも、a)第三次産業の就業人口が西暦2000年までに6割を超える、逆に第二次産業の就業人口は3割弱にまで縮小する、と予測している。b)また職業別には、「専門技術」職に従事する者の割合が伸びる一方で、「運輸・通信」「生産工程」職従事者の割合が大きく減る、と見込んでいる。c)さらに労働力の構成変化については、女子労働力・パートタイム労働力・高齢労働力が増加する一方で、若年労働力が大幅に不足することを明らかにしている。従って、これらの推計を前提にすれば、労働需給のミスマッチを引き起こさないためにも、職業訓練・再訓練等を通じて適切な人材配置を図ることが今後の課題となる。

2. 次に、「高齢化」「情報化・サービス化」「女性化」「国際化」が「日本的雇用慣行」に及ぼす影響を検討した。「日本的雇用慣行」はこれまで「終身雇用制」「年功賃金」「丸抱えの一括採用」「OJT」と柔軟な配置によるジェネラリスト型人材の育成」「男子従業員への生活保障」「集団主義」等をその基本としてきた。だが、それらは次のよう修正されつつある。

(a) 第一に、「高齢化」に日本的雇用慣行が前提としてきたピラミッド型人員構成が大きく崩れる。従って、企業は従業員の高齢化に対処するために、定年前の出向・移籍を増やし、企業グループを単位とする「終身雇用圈」を形成する方向に向かう。

(b) 第二に、「情報化・サービス化」によって日本的雇用慣行が直ちに格差の撤廃を意味するわけではなく、女子労働力を積極的に動力化しようとする企業ではむしろ能力主義に基づくコース別人事への動きが一段と強まる。

(c) 第三に、男女雇用機会均等法による性差別撤廃は、女子労働力を積極的に職力化する企業の数を増やす。だが、性差別の撤廃が直ちに格差の撤廃を意味するわけではなく、女子労働力を積極的に動力化しようとする企業ではむしろ能力主義に基づくコース別人事への動きが強まる。

(d) 第四に、経済活動の「国際化」に伴い、海外に進出する日系企業が増えた。そして、海外で長期勤務する日本人従業員が増加することに加えて、日系企業で採用される外国人従業員の数が増えることが予想される。そのため、日系企

業は従来の集団主義を修正して個性重視の「国際人事管理システム」を構築する必要がある。また、「国際化」は専門技術労働者として働く外国人従業員の数を増やすばかりでなく、いわゆる「不法就労者」に代表される海外からの出稼ぎ労働者の数をも増やす可能性がある。もしわが国で外国人の出稼ぎ労働者の数が欧米などに増えることになれば、日本の労働市場の中で「非終身雇用労働者」の規模は拡大することが予想される。

3. 以上のような定量的・定性的分析を踏まえて、労働世界の変化が我が国社会保険制度に及ぼす影響を検討した。日本の社会保険制度は、従来職域別の社会保険制度を根幹に据え、男子従業員を中心とする「終身雇用労働者」を主な対象者としてきた。だが、「高齢化」「情報化」「サービス化」「女性化」「国際化」によって、従来の日本の雇用慣行は大きく崩れ、能力と個性重視の「複線型雇用管理制度」が台頭しつつある。従って、この「複線型雇用管理制度」にマッチした社会保険制度を用意することが必要である。また、「非終身雇用労働者」の規模もこれらの動きの中で増える方向にあり、社会保障の適用対象を「非終身雇用労働者」にまで広げてゆく必要がある。さらに、国際間労働移動が今後一段と進むことを念頭に置けば、国際間社会保険制度の枠組みを早急に整備していくいかなければならぬ。

4. 最後に、本分科会では、高齢化に伴って、需要が増大すると予想される福祉マンパワーについても、検討を加えた。昭和62年の「厚生白書」では、西暦2000年に470万人もの専門的マンパワーが必要になると推計している。だが、それは「人口の高齢化」要因だけを考慮に入れた単純な推計であり、より精緻な推計を行うためには、a)「福祉ニーズ」を正確に把握し、b)それに基づくマンパワーの推計という手続きが必要である。また、女性の職場進出は外部サービスに対する需要を増大させる一方、その外サービスを担うマンパワーの重要な供給源となることが予想される。このようなダイナミズムを解明するためには、a)労働市場としての社会保障市場の動向を上記の推計に基づいて把握し、b)女子労働力の特徴と変化の趨勢を見きわめなければならない。後者については、家族の変容との関連で考察する必要もある。

＜社会保障計量モデル分析分科会＞

国民経済計算の体系に基づいた社会保障計量モデルを作成して、社会保障と経済の相互依存関係を明らかにし、整合性ある社会保障の将来を検討するという方針の下に研究を行ってきた。

作業は、社会保障研究所の昭和56年度研究プロジェクトにおいて作成された社会保障計量モデルを再検討し、その改訂を行なう形で進めている。第一段階として、モデル構成は、昭和56年度モデルとはほぼ同じ形式であるが、ただし、社会保障部門については、制度別により細かく分解したものの作成を試みた。国民経済計算の一般政府から家計への社会保障関係の移転は社会保障給付、社会保険金および無基金雇用者

福祉給付に分かれている。昭和56年度モデルでは、計算手段の都合上このうちの社会保険給付を大きく年金保険と医療保険に2分し、労働保険関係の給付と児童手当を年金に含めるという形にしていた。今回は、社会保障給付は、年金保険、医療保険、労働保険関係および児童手当に4分してモデルを構成している。社会扶助については56年度モデルと同じ恩給、老人福祉費およびその他の3分方式を踏襲しているが、今後、もう少し細分することを考えている。なお、無基金雇用者福祉給付は金額が非常に小さないので、便宜的に社会扶助のその他に含めている。まだ中間段階でモデル式の完成に至っていないが、そのしくみの概要是次のとおりである。

- ① 先ず、GNPが前年度の民間企業基本ストックと本年度の労働力から計算される。
 - ② GNPから貯蓄が導かれ、固定資本減耗と合わせて、総資本形成が行われる。そして、そのうち民間企業設備投資にどれだけ向けられるかが計算される。
 - ③ 前年度の民間企業資本ストックから本年度の除却部分を減じ、本年度の民間企業設備投資を加えると本年度の民間企業資本ストックになる。
 - ④ 来年度のGNPが本年度の民間企業資本ストックと来年度の労働力から計算される。
- 以後、毎年、この①から④が繰り返される。
- GNPから貯蓄が導かれる過程で、社会保障部門が影響するという仮定をとっている。すなわち、社会保障給付の動向が貯蓄水準に影響し、それが、民間企業資本ストックに影響し、ひいてはGNPに影響するということになる。
- なお、人口と労働力は外生変数としており、人口は人口問題研究所の「日本の将来推計人口」の中位推計、労働力は経済企画庁の「2000年の日本」の将来予測値を利用している。
- 今後の課題は、モデル式の完成であるが、その際、将来の労働力を最新の推計で置き代えること、貯蓄率を再検討すること、年金の推計式を厚生省の新しい年金財政再計算結果等に基づいて修正すること、老人福祉費をより細かく分析できるようにすること等を予定している。

(2) 社会保障給付費の推計結果の公表

昭和61年分の社会保障給付費をILO基準に基づき推計し、昭和63年9月に公表した。

(3) 社会保障トップセミナー等の開催

第1回社会保障トップセミナー

- ① 期 日 昭和63年7月14日～15日
- ② 場 所 全社協ホール
- ③ 参加者数 136名
- ④ 講座内容

- (ア) 社会保障の将来像 小山路男(社会保障研究所長)
- (イ) 厚生行政の当面する課題 吉原健二(厚生事務次官)
- (ウ) 高齢化社会と日本経済 大来佐武郎(内外政策研究会会长)
- (エ) 人口と家族 河野綱果(人口問題研究所長)
- (オ) 年金と税制改革 藤田晴(近畿大学教授)
- (カ) 福祉改革 京極高宣(日本社会事業大学教授)
- (キ) ヘルス・バイオニア・タウンの実践 神津武士(長野県佐久市長)
- (ク) 高齢化社会のまちづくり 木村尚三郎(東京大学教授)

第24回社会保障研究所基礎講座

- ① 期 日 昭和63年10月4日～7日
- ② 場 所 国民年金中央会館
- ③ 参加者数 178名
- ④ 講座内容

- (ア) 厚生行政の課題 橫尾和子(厚生省大臣官房政策課長)
- (イ) 社会保障概論 小山路男(社会保障研究所長)
- (ウ) 疾病構造の変化と健康、医療

大谷藤郎(社会保障審査会委員)

(エ) 地域福祉の動向

和田敏明(全国社会福祉協議会高年福祉部長)

(オ) 社会保障の国際的動向

保坂哲哉(上智大学教授)

(カ) 高齢化社会と人口の課題

河野綱果(人口問題研究所所長)

(キ) 日本経済の展望

宮澤健一(一橋大学教授)

(ク) 家族の変容と社会保障

都村敦子(社会保障研究所研究部長)

(ケ) 社会福祉の改革

三浦文夫(日本社会事業大学教授)

(コ) 年金制度の改正

庭田範秋(慶應義塾大学教授)

第27回公開研究報告会

- ① 期 日 昭和63年12月12日
- ② 場 所 健保会館
- ③ 参加者数 89名
- ④ テーマ 「フランスおよび西ドイツにおける医療と福祉の連携」「フランスの医療と福祉の連携」
- レポート:大田晋(総理大臣官邸内閣参事官)
- レポート:松村祥子(群馬大学助教授)
- 「西ドイツの医療と福祉の連携」
- レポート:柄本一三郎(社会保障研究所研究員)
- レポート:田中耕太郎(厚生省大臣官房総務課課長補佐)

第23回社会保障研究所シンポジウム

- ① 期 日 平成元年2月8日
- ② 場 所 健保会館
- ③ 参加者数 87名
- ④ テーマ 「医療と福祉の連携」
- レポート:岡本祐三(阪南中央病院内科医長)

レポート：郡 司 篤 晃（東京大学教授）
レポート：大 本 主 野 郎（社会保障研究所主任研究員）
コメント：大 谷 藤 光 美（藤樹協会理事長）
コメント：大 谷 端 光 美（日本女子大学教授）
司 会：小 山 路 男（社会保障研究所所長）

（4）調査研究成果の刊行

季刊「社会保障研究」
研究所の調査研究成果の発表を目的とする「季刊社会保障研究」は、第24巻第1号～第24巻第4号を刊行した。なお、主な掲載論文は次のとおりである。

第24巻第1号

掛川家計の基本的構造とその位置づけに関する考察（前田 正久、湯本 和子・日本体育大学教授、学習院女子短期大学教授）
家計の構造と家計費の構造－家計の分離と関わり－（御船 美智子・共立女子大学家政学部専任教師）
高齢期の恒常所得と消費行動（大本 圭野・社会保障研究所主任研究員）

「専門職」と「資格職」－日本における社会保障マンパワーのあり方－（池上 直己・慶應義塾大学助教授）
保険医療サービス供給構造の変革と看護マンパワーの動向（岩下 清子、奥村 元子・日本看護協会調査研究室長、日本看護協会調査研究室研究員）
新在宅介護時代の老人と家族の共存－過程重視型在宅ケアへの転換－（萩原 清子・長野大学教授）
介護のマンパワーについて（高橋 博子・日本赤十字武藏野女子短期大学講師）

寝たきり老人の在宅介護と家計構造（大本 圭野・社会保障研究所主任研究員）
児童の権利、義務と自立（網野 武博・日本総合愛育研究所研究員）
公的年金による負担の転嫁について（堀 勝洋・社会保障研究所調査部長）
在宅における重度身体障害者の生活状態－脊髄損傷者を対象に－（松井 和子・京都神経科学総合研究所）

第24巻第3号

米英のプライベタイゼーション：福祉国家の中流階層化（星野 信也・東京都立大学教授）
退職金課税の租税優遇措置について－予備的考察－（木村 陽子・奈良女子大学助教授）
法的观点からみたシルバー産業（橋本 博子・神奈川大学助教授）
有料老人ホームの現状と問題点について－サービス機能と介護問題－（山路 克文・いづみ女子学園）
成熟化現象としての「生活の質」－その機能的多様性と福祉問題－（三重野 卓・防衛大学校助教授）
生活保護行政と「適正化」政策（1）（武智 秀之・社会保障研究所研究員）

第24巻第4号

労働の未来と社会保障（高橋 武・鹿児島経済大学教授）
日本的な雇用慣行と社会保障（稻上 武・法政大学教授）
インフォーマル・セクターと福祉サービス（武井 昭・高崎経済大学教授）
内外人平等待遇の原則とわが国の法体系・法理論－生存権－（外国人権利主体性論を中心）（高藤 昭・法政大学教授）
シルバー人材センターによる「生きがい就労」の理想と現実（岩田 正美、山口 春子・東京都立大学助教授、東京都立大学助手）
長寿社会の健康と経済システム－健康の経済学へのアプローチ（三上 美子・社会保障研究所研究員）
生活保護行政と「適正化」政策（2）（武智 秀之・社会保障研究所研究員）

第24巻第1号

海外社会保障情報
海外における社会保障制度に関する情報を収集し、普及することを目的とする「海外社会保障情報」は、第83号～第86号を刊行した。なお、主な掲載論文は次のとおりである。
イギリスの民間非営利団体（武川 正吾・中央大学講師）
フランスのボランタリー組織－アソシエーション（Associations）について－（出雲祐二・パリ第8大学学院博士課程）

オストラリアの高齢者福祉サービス－高齢者の福祉サービス・システムおよび施設選択を中心として－（佐藤 進・日本女子大学教授）
① 高齢者のためのヘルス・サービス(2)－異なる状況におけるケア提供－（ライス・ハーン、西オーストラリアエリザベスII世医療センター）（訳：都賀 淑子）

第84号

- イギリスの障害者福祉：コミュニケーション・ケアの限界（星野 信也・東京都立大学教授）
アメリカの障害者福祉（三本杉 国興・全国社会福祉協議会研修センター）
フィンランドの障害者福祉（マチコ＝山田＝アルホ・フィンランド、ウーシマ県脳性マヒ協会元役員）
スウェーデンにおける保健福祉機器の開発普及政策（京極 高宣・日本社会事業大学教授）
フランスにおける障害者雇用政策の転換（大曾根 寛・愛知県立大学講師）

第85号

- イタリア年金制度の近年の動向（岡本 義行・法政大学教授）
イスの年金制度（藤田 至孝・亜細亞大学教授）
オランダの年金制度（J. M. L. ユンカーナイメヘン大学教授）（訳：鎌田 繁則）
イタリアの医療制度改革（松井 和子・東京都神経科学総合研究所）
オランダの高齢者福祉政策（広瀬 真理子・日本女子大学大学院）

第86号

- フランスの家族と家族手当政策（藤井 良治・千葉大学教授）
スウェーデンの家族政策（古橋 エッ子・花園大学助教授）
イギリスの家族政策の動向（井上 恒男・厚生省大臣官房企画官）
アメリカの家族政策－母子世帯への対応を中心に－（松原 康雄・明治学院大学助教授）

社会保障研究所研究叢書

社会保障研究所研究叢書NO.20「社会政策の社会学」が1月に、また、昭和62年度における研究課題「フランスの社会保障」の研究成果として、社会保障研究所研究叢

書No.21「フランスの社会保障」が、平成元年2月にそれぞれ刊行された。

「社会政策の社会学」目次

- ① 福祉改革と社会福祉概念の再検討（三浦 文夫・日本社会事業大学教授）
② 新しい福祉サービスについての覚書（高橋 純士・法政大学教授）
③ 福祉サービスの供給における普遍主義の意味について（小林 良二・東京都立大学助教授）
④ 「生活の質」への政策認識（三重野 卓・防衛大学校助教授）
⑤ 普遍主義－選別主義論の展開と検討課題（平岡 公一・明治学院大学講師）
⑥ 生活構造論による生活理解（岸 功・大正大学助教授）
⑦ ファミリー・ニーズと社会福祉（宇野 正道・日本女子体育大学助教授）
⑧ 福祉国家と労働市場政策（下平 好博・社会保障研究所研究員）
⑨ 「福祉国家の危機」その後（武川 正吾・中央大学講師）
⑩ 脱産業社会における社会政策（柄本 一三郎・社会保障研究所研究員）

「フランスの社会保障」目次

- ① フランスの経済と福祉（藤井 良治・千葉大学教授）
② 財政の概要と社会保障（矢野 孝利・大阪学院大学助教授）
③ 政治・行政の仕組みと社会保障（粥川 正敏・内閣法制局参事官）
④ 地方行政制度（田坂 治・厚生省大臣官房政策課長補佐）
⑤ 社会保障の歴史（田端 博邦・東京大学社会科学研究所助教授）
⑥ 公的年金（木村 陽子・奈良女子大学助教授）
⑦ 企業年金（堀 勝洋・社会保障研究所調査部長）
⑧ 労災補償制度（岩村 正彦・東北大学助教授）
⑨ 家族給付（都村 敦子・社会保障研究所研究員）
⑩ 失業保険と雇用政策（大久保 良香・総務庁人事局調査部長）
⑪ 社会扶助（小野 晩史・人事院任用局試験専門官室・城戸 喜子・社会保障研究所主任研究員）
⑫ 医療制度（伊那川 秀和・環境庁長官官房総務課法令係長）
⑬ 医療保険（大田 晋・総理大臣官邸内閣参事官）
⑭ 高齢者福祉サービス（松村 洋子・群馬大学助教授）
⑮ 障害者政策（出雲 栄二・パリ第8大学大学院博士課程）
⑯ 少童福祉サービス（宇野 正道・日本女子体育大学助教授）
⑰ 住宅政策と社会保障（原田 純孝・東京大学社会科学研究所助教授）

2. 平成元年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究所法に規定する目的を達成するため、平成元年度事業として次の事業を予定している。

1 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究

- 1 外国人労働者と社会保障
(平成元年度～平成2年度・2か年計画)
- 2 地域計画と福祉計画
(昭和63年度～平成元年度・2か年計画)
- 3 21世紀の社会保障に関する研究
(昭和60年度～平成元年度・5か年計画)

II 社会保障給付費の推計

社会保障給付費の推計及びこれに関連した調査研究を行い、その結果を公表する。

III 社会保障に関する情報及び資料の収集

- 1 国内及び海外における社会保障に関する文献図書及び資料等の収集
- 2 海外における社会保障に関する図書、資料の翻訳・紹介及び情報の交換

IV 調査研究等の成果の普及

- 1 「季刊社会保障研究」の発行
- 2 「海外社会保障情報」の発行
- 3 研究叢書、翻訳書等の発行
- 4 社会保障トップセミナー、基礎講座、シンポジウム等の開催
- 5 その他成果の普及に必要な事業

○平成元年度収入支出予算

支 区 分	支 出	本 年 度 予 算 額	收		入 本 年 度 予 算 額
			区	分	
社会保障研究所運営費		318,422	国庫補助金	308,980	9,442
計		318,422	総計		318,422

(単価：千円)

(1) 研究課題の概要

研究課題 I

外国人労働者と社会保障（新規）

（研究目的）

近年、わが国で働く外国人労働者の数は不法就労者も含めて著しく増加している。これはアジア太平洋地域での経済活動が活発化するとともに、急激な円高によって日本での就労メリットが高まることによるものである。ところで、わが国と比べいち早く外国人労働者を導入した欧米諸国では、外国人労働者の規模はすでに労働力の5%から30%にも達し、その影響は賃金・雇用等の経済問題にとどまらず、広く住宅・教育・家族・社会保障の分野にまで及んでいる。また、一旦受け入れた外国人労働者は帰国せずに定住する傾向があり、外国人労働者とその家族に対する社会的統合政策が問題の焦点となっている。従って、わが国でも外国人労働者の導入の是非をめぐつてます検討されなければならないことは、欧米諸国の経験を参考にしながら、雇用・住宅・教育・家族・社会保障の各分野にいかなる影響が現れるかを明らかにし、またこれらの各分野で行われている社会的統合政策が各国でどの程度の成功を納めているかを具体的に検証することである。とりわけ欧米諸国では、外国人労働者問題を契機に、国際間社会保障制度の枠組みの整備が早い時期から始められている。そこで、本プロジェクトでは、「外国人労働者と社会保障」を主題に据えて、外国人労働者を受け入れる際に生じる社会・経済的影響を様々な角度から検討する。

（研究項目）

- 1 わが国における外国人労働者の実態
- 2 欧米諸国での外国人労働者問題に関する理論研究の整理
- 3 ILO、EC等の国際機関における社会保障の内外人平等待遇に関する国際規範の形成
- 4 欧米諸国での社会的統合政策の動向
 - (1) 社会的統合政策の基本理念
 - (2) 雇用・住宅・教育・家族問題への対応策
 - (3) 外国人労働者（あるいは移民労働者）に対する社会保障制度
 - ① EC域内における対応
 - ② EC域外における対応
- 5 わが国で外国人労働者を受け入れる際の社会保障制度のあり方
 - (1) 外国人労働者に対する現行法制とその問題点
 - a) 公的年金、b) 健康保険、c) 失業保険、d) 児童手当、e) 生活保護、g) 社会福祉

- (2) 欧米諸国との調整・通算制度の可能性
 (3) アジア諸国との調整・通算制度の可能性
- (研究会の構成員)
 主査 高藤 昭博 (法政大学教授)
 幹事 下平好登士翁 (社会保障研究所研究員)
 委員 伊豫谷 菲夫 (東京外国语大学助教授)
 岡澤 泉 (早稲田大学教授)
 大堀 博子 (厚生省大臣官房企画官)
 鶴澤 道造 (津田塾大学教授)
 村川 陽子 (奈良女子大学助教授)
 岡澤 泉 (中央大学助教授)
 石崎 正久 (岐阜経済大学教授)
 喜比古 勝洋 (社会保障研究所調査部長)
 木村 正志 (東京大学助手)
 堀木 本一郎 (社会保障研究所研究員)
 山石 喜尚志 (社会保障研究所研究員)

(研究計画)

- 1 2か年とする。
- 2 初年度は、外国人労働者問題に関する資料・文献の収集・整理と各国の外国人労働者問題の専門委員からヒアリングを中心にして研究を進め、問題の所在を明らかにする。
- 3 次年度は国際間社会保障制度の現状と動向を子細に調査し、この点についてわが国の現行制度が抱える問題点を整理するとともに、今後のあり方を検討する。なお、研究成果は「外国人労働者と社会保障」として刊行する。

研究課題 II

地図計画と福祉計画 (昭和63年度より継続)

(研究目的)

現在、戦後に築き上げられてきたわが国の社会保障は、超高齢社会の到来を間近に控えて大きな転換をせまられ、制度の基本的な見直しおよび新しい福祉のあり方が問われている。保健・医療・福祉から住宅・就労・まちづくり等でも含めた、総合的な社会サービスの供給体制をどのように構築するかは、当面の大きな課題の一つであろう。地域はこれらの諸サービスの供給が実際に行われる場であり、その基盤をなす。したがって社会サービス供給体制の整備は、地域コミュニティの振興と切り離せない。今後は福祉を広くまちづくりの一環として位置づけ、計画的に推進することが求めら

れでいるのである。

しかしながら、これらの課題について各地域で実際にどのようにどのような展望がなされているかに関しては、データが明らかに不足している。本研究ではデータの収集に努め問題の所在を明らかにするとともに、地域の総合的な計画策定やその過程および実施における住民の役割等について理論的研究、具体的な検討を行い、今後の地域計画の方針に資することを目標とする。

(研究項目)

- 1 地域における福祉計画の動向
 - (1) 福祉サービス
 - (2) 地域保健・医療
 - (3) 就用・社会活動
 - (4) 社会教育
 - (5) 環境問題
 - 2 地域における福祉計画の課題
 - (1) 福祉計画論の系譜
 - (2) 経済資源と福祉の経済効果
 - (3) 福祉ニーズの測定と予測
 - (4) 家族機能と行政機能
 - (5) 計画論と運動論
- (研究会の構成員)
- | | |
|----|----------------------|
| 主査 | 三浦文夫 (日本社会事業大学教授) |
| 幹事 | 大武安郡 (社会保障研究所主任研究員) |
| 委員 | 木橋正人 (東京都老人総合研究所研究員) |
| | 西川高橋 (中央大学助教授) |
| | 西川正人 (東京都立大学助教授) |
| | 西川香門 (東京学芸大学助教授) |
| | 西川芳明 (東京学芸大学助教授) |
| | 西川政三郎 (宮城教育大学助教授) |
| | 西川毅 (東京大学助教授) |
| | 西川修一 (早稲田大学助教授) |
| | 西川一三郎 (社会保障研究所研究員) |

5 労働の変容と社会保障分科会

城 戸 喜 子 (聖学院大学教授)
佐 藤 忠 史 (東京都立労働研究所研究員)
田 道 芳 明 (上智大学大学院生)
土 野 吕 平 (独協大学講師)
幹事 下 下 (東京学芸大学助教授)
幹事 岸 功 (大正大学助教授)
幹事 曾 原 利 滉 (社会保障研究所主任研究員)
幹事 粟 沢 尚 (社会保障研究所研究員)

6 社会保障計量モデル分析分科会

岸 功 (大正大学助教授)
幹事 曾 原 利 滉 (社会保障研究所主任研究員)
幹事 粟 沢 尚 (社会保障研究所研究員)

(研究計画)

- 1 研究期間は平成2年3月まで継続する。
- 2 本年度も昨年度に引き続き6分科会に分かれて、社会構造、経済構造の変化が社会保障制度に及ぼす影響を検討する。また、最終報告「21世紀の社会保障」を全体会議において取りまとめること。

(2) 社会保障給付費の推計

昭和62年分の社会保障給付費をILO基準に基づき推計し、公表する。

(3) 社会保障トップセミナー等の開催

第2回社会保障トップセミナー

・期 日 平成元年9月7日～8日
・テーマ 21世紀長寿・福祉社会の創造

第25回社会保障研究所基礎講座

・期 日 平成元年10月24日～27日
・講座内容 小山 路男 (社会保障研究所長) 「わが国の社会保障」ほか9講座)

第28回公開研究報告会

・期 日 平成元年11月
・テーマ 未定

II 研究所の概要

1. 設立の趣旨及び現在までの経過

社会保障研究所は、創設以来、本年で24年を経たが、その設立の趣旨及び現在までの経過は、次のとおりです。

設立の趣旨

昭和30年代の後半、國民皆保険、皆年金体制が一応整つたとはいへ、わが国の社会保障を基礎的・総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみるべきものもなく、その立ち遅れが有識者から指摘されていましたが、社会保障制度審議会においても、昭和37年、「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」において、社会保障に関する基礎的・総合的調査研究機関の設置を強く要請していました。社会保障研究所は、昭和40年1月、このような事情を背景に、広く人口問題、経済、財政、社会、法制等の面から、社会保障全般に亘る基礎的・総合的な調査研究を行うことを目的として、社会保障研究所法(昭和39年法律第156号)に基づく特殊法人として設立されました。

わが国の社会保障制度は、近年、人口構造や社会経済構造の変化等に対応して解決すべき新しい課題が次々と加わっており、社会保障研究所の果たす役割は、21世紀の超高齢社会・長寿社会に向けてますます大きくなっています。

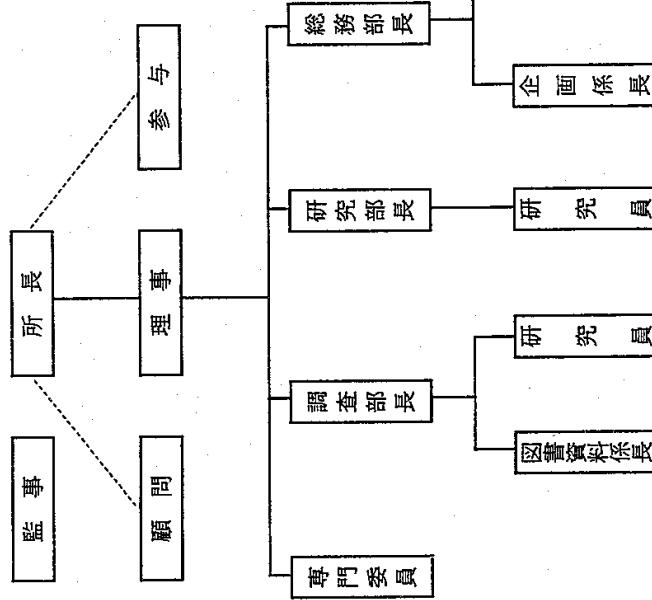
なお、社会保障研究所は欧文による名称を、THE SOCIAL DEVELOPMENT RESEARCH INSTITUTEといいます。

現在までの経過

昭和37年8月	社会保障制度審議会「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申及び社会保障制度の推進に関する勧告」	○
39年2月	社会保障研究所法案提出(付託)	○
39年7月	「社会保障研究所法(法律第156号)」施行	○
39年11月	社会保障研究所長るべき者として、一橋大学教授山田雄三が大臣指名を受け、設立委員として社会保障制度審議会会长大内兵衛ほか7名が任命された。	○
40年1月	設立登記完了により社会保障研究所成立 役員として次のとおり発令	○理事(非常勤) 塩野谷九十九(名古屋大学教授) ○顧問 大内 兵衛(社会保障制度審議会会长) 東畑 精一(アジア経済研究所長)

2. 機構

(平成元年4月1日現在)



3. 役員・顧問・参与・職員

(平成元年4月1日現在)

役員	小山 路也	男	（一橋大学名誉教授）
監事長	中田 富健	一	（慶應義塾大学教授）
監事	澤田 健一	（非常勤）	
監事	宮庭 秋	（非常勤）	
顧問・参与	福浦 文直	（東京大学名誉教授）	
顧問・参与	三田 範文	（日本社会事業大学教授）	
職員	小池 将文	（次）	
総務部長	洋 勝	（）	
研究部長	利 原	（）	
調査部長	満 堀	（）	
主任研究員	圭 曾	（）	
	大 本	（）	
	）	）	

4. 専門委員

専門委員 (非常勤)	地主 重美	（千葉大学教授）
"	井坂 治哉	（千葉大学教授）
"	星野 信也	（上智大学教授）
"	丸尾 直	（東京都立大学教授）
"	村上 美清	（中央大学教授）
"	）	（日本团体生命顧問）

機関誌編集委員會

編集委員長	幹事	(社会保障研究所所長)
編集委員		(日本社会事業大学教授)
"		(東京大学教授)
"		(千葉大学教授)
"		(法政大学教授)
"		(慶應義塾大学教授)
男 宣 見 美 昭 秋 紀 雄 直 戥 洋 夫 子 一	(一橋大学教授)	(社会保障研究所研究部長)
路 高 篤 重 篤 悠 紀 雄 直 戥 洋 夫 子 一	(東京大学名譽教授)	(上智大学教授)
山 極 司 主 藤 田 口 武 坂 浦 上 澤 宮	(上智大学教授)	(日本社会事業大学教授)
小 京 郡 地 高 庭 野 福 保 堀 三 村 宮	(国際基督教大学教授)	(一橋大学名譽教授)
大 本 圭 粟 沢 伸 義 之	(季刊社会保障研究編集)	(社会保障研究所主任研究員)
三 上 美 美 子 善 美 下	(海外社会保障情報編集)	(社会保障研究所研究員)
幹事		(社会保障研究所研究員)

研究評価委員会

研究評価委員	青江地高仲	村梨主見井	優一重康和	昌一美夫一	(流通経済大学教授)
					(帝京大学教授)
					(千葉大学教授)
					(信州大学教授)
					(放送大学教授)

7. 歷代役員等一覽

役員・顧問・參與

所長	理事	理事 (非常勤)	監事 (非常勤)	顧問 (非常勤)	参与 (非常勤)
S.40. 1.11 山田 雄三	(欠)	木村 又雄 (欠)	寺尾 琢磨	大内 東畠 長沼	兵衛一 糸穂弘毅
S.40. 3. 4 S.41. 5.15 S.41. 6. 2 S.42. 1.11	河角 泰助	寺尾 琢磨	大内 東畠 長沼	馬場啓之助 福武 館	馬場啓之助 直松
S.42.11. 1 S.44. 1.11	山田 雄三	塙野谷 九十九	寺尾 琢磨	今井 大内 東畠 長沼	兵衛一 糸穂弘毅
S.44.12. 9 S.45. 6. 2 S.46. 1.11	河角 泰助	寺尾 琢磨	今井 大内 東畠 長沼	馬場啓之助 福武	馬場啓之助 直
(欠)	岡本 和夫	寺尾 琢磨	今井 大内 東畠 長沼	塙野谷 九十九	塙野谷 九十九
S.46.11. 1 S.46.11.15 S.46.12. 9 S.47. 6. 1	馬場啓之助	寺尾 琢磨	山田 雄三	平田 審太郎 浦田 純一	平田 審太郎 浦田 純一
S.48. 1.11 S.48. 1.25 S.48. 4. 1 S.48. 8. 1 S.49. 6. 1	福武 直	寺尾 琢磨	山田 雄三	塙野谷 九十九	伊部 英男
S.50. 1.11 S.50. 1.25 S.50. 4. 1 S.50.11. 1 S.51. 6. 1	寺尾 琢磨	寺尾 琢磨	山田 雄三	寺尾 琢磨	寺尾 琢磨
S.52. 1.11	馬場啓之助				

S.52. 1.25	山田 雄三	寺尾 玳瑈	山田 雄三	平田富太郎 伊部 英男
S.52. 4. 1				
S.53. 6. 1				
S.54. 1.11				
S.54. 1.25				
S.54. 4. 1				
S.54.11. 1				
S.55. 6. 1	岸野 駿太			
S.56. 1.11				
S.56. 1.25				
S.56. 2. 1				
S.56. 4. 1		田川 明		
S.56.11. 1				
S.57. 6. 1				
S.58. 1.11				
S.58. 1.25				
S.58. 2. 1				
S.58. 4. 1				
S.59. 6. 1				
S.60. 1.11	福武 直			
S.60. 4. 1				
S.60. 1.25				
S.60.11. 1				
S.61. 4. 1	小山 路男			
S.61. 6. 1				
S.61. 9.24				
S.62. 1.11				
S.63. 6. 1				
H.元. 1.11				

* 役員任期 所長および理事は4年、監事、顧問および参与は2年

8. シンポジウム・基礎講座等の開催一覧					
<シンポジウム>					
回	期 日	テ マ	開催場所		
1	S.40. 7.26 ~27	「社会保障とは何ぞや」	軽井沢		
2	S.41. 7.18 ~19	「社会保障の体体系化」	箱根		
<社会保障研究所シンポジウム>					
回	期 日	テ マ	開催場所		
1	S.43. 2.10	「社会保障と労働」 「社会保障と経済」	弘済会館		
2	S.44. 2. 7	「政治体制と社会保障」 「法秩序における社会保障」 「社会保険と社会サービス」 「社会保障における計画的視点」	弘済会館		
3	S.45. 2. 7	「医療保障の体体系化」 「経済福祉と社会福祉」	弘済会館		
4	S.46. 2. 8	「社会福祉における公私問題」 「経済情勢の変化と社会保障」 「医療問題の論点」	電ヶ門 東海俱楽部		
5	S.47. 2. 7	「福祉政策の基本的性格」 「福祉政策と雇用問題」 「インフレと福祉政策」	電ヶ門 東海俱楽部		
6	S.48. 2. 5	「最低賃金と最低生活保障」 「経済変動と社会保障」 「福祉社会の社会組織」	電ヶ門 東海俱楽部 日本都市センター別館		
7	S.49. 2. 5	（）			
8	S.50. 2.10	（）			
9	S.50. 2.17	（）			
—社会福祉における コミュニケーションの方					
「インフレと社会保障」 「社会保障と社会福祉」					
—社会福祉の法的課題					
福岡市民会館					

10	S.51. 2. 9	「減速経済下の完全雇用政策」 「減速経済下の所得保障」 「減速経済下の社会福祉」 「日本的な社会福祉」 「福祉社会の日本の形態」 「社会福祉の日本の形態」 「社会国家の次の段階」 「福祉政策の総合化と高次元化— 「社会保障水準の国際比較」	健保会館
11	S.52. 2. 8	「福祉社会の労働力政策」 「高齢者の社会インテグレーション」	健保会館
12	S.53. 2. 8	「社会保障と財源調達のあり方」 「社会福祉と地方財政」	健保会館
13	S.54. 2. 6	「社会保障と雇用政策」 「社会保険と労働力政策」 「高齢者の社会インテグレーション」	健保会館
14	S.55. 2. 15	「社会保障と財政」 「社会保険と財源調達のあり方」 「社会福祉と地方財政」	健保会館
15	S.56. 2. 13	「社会福祉のボランタリズム」 「福祉国家の限界」 「福祉社会の社会的条件」	健保会館
16	S.57. 2. 9	「福祉改革の基本的方向を問う」 「福祉改革と財政の論理」 「社会保障・経済・財政」	健保会館
17	S.58. 2. 8	「社会保障の再編成」 「活力ある福祉社会と社会保障」 「社会保障と社会変動の関係分析」 「労働の面からみた活力ある福祉社会」	健保会館
18	S.59. 2. 7	「社会保障をめぐる公私の役割」 「成熟社会における社会福祉と自己負担」 「私的扶養に対する公的扶養としての 社会保障の役割」	健保会館
19	S.60. 2. 4	「社会保障研究の回顧と展望」 「所得保障研究を中心に」 「医療保障研究を中心に」 「社会福祉の政策研究を中心に」 「社会保障財政論の回顧と展望」 「法的研究の側面を中心として」	健保会館

20 S.61. 2. 6

「21世紀の社会保障」
「2世紀の社会保障にむけて」
「社会保障ニーズの変化—労働のサイドからの問題提起」
「人口高齢化・公的年金・資本蓄積」
「転換期の社会保障」
「社会福祉権の再構成と福祉立法の見直し」

21 S.62. 2. 6

「健康問題の変化と保健医療システム」
「福祉国家の再検討」
「社会福祉概念の検討と「公私」問題」
「社会福祉事業法改正の基本論点
—社会福祉の範囲をめぐって」
「福祉サービスの性格と有料対無料」
「医療と福祉の連携」

22 S.63. 2. 9

「健康問題の変化と保健医療システム」
「社会福祉改革をめぐる基本的視点」
「社会福祉事業法改正の基本論点
—社会福祉の範囲をめぐって」
「医療と福祉の連携」

23 H.元. 2. 8

<基礎講座>

<公開研究報告会>

回	期日	開催場所	参加者数
1	S.40.11.15 ~11.18	日本勧業銀行本店	31
2	S.41.10.12 ~10.15	日本都市センター別館	39
3	S.42.10.30 ~11. 2	日本都市センター別館	40
4	S.43.10.28 ~10.31	日本都市センター別館	56
5	S.44.10.27 ~10.30	都道府県会館	55
6	S.45.10.19 ~10.22	都道府県会館	67
7	S.46.10.18 ~10.20	都道府県会館	91
8	S.46.10.21	食糧会館	88
9	S.47.10.23 ~10.26	都道府県会館	91
10	S.48.10.29 ~11. 1	都道府県会館	108
11	S.49.11. 5 ~11. 8	全日通労働会館	83
12	S.50.11.11 ~11.14	全日通労働会館	80
13	S.51.11. 9 ~11.12	全日通労働会館	78
14	S.52.10.25 ~10.28	日赤会館	102
15	S.53.10.24 ~10.27	健保会館	121
16	S.54.10.22 ~10.25	健保会館	116
17	S.55.10.21 ~10.24	健保会館	141
18	S.56.10.27 ~10.30	健保会館	151
19	S.57.10.26 ~10.29	日本女子会館	153
20	S.58.10.25 ~10.28	日本女子会館	179
21	S.59.10.23 ~10.26	国民年金中央会館	139
22	S.60.10.22 ~10.25	国民年金中央会館	129
23	S.61.10.28 ~10.31	国民年金中央会館	164
24	S.62.10.20 ~10.23	国民年金中央会館	178
25	S.63.10. 4 ~10. 7	国民年金中央会館	

回	期日	開催場所
1	S.44. 8.14	「老後保障の方向をめぐって —英・米・デンマークにおける 老人の実態と関連して—」
2	S.44.11.24	「イギリス年金白書と新しい 国際動向について」
3	S.45. 6. 2	「新経済社会発展計画」
4	S.45. 8.11	「歐米諸国における公的扶助の動向」
5	S.46. 6.25	「コミュニティと社会福祉」
6	S.46. 9. 7	「歐米における社会保障の動向」
7	S.47. 6.12	「年金の自動調整」
8	S.47. 9.22	「生活保護の動向について」
9	S.48. 6. 6	「医療」
10	S.48.12. 4	「コミュニティ・ケアと社会福祉施設体系」
11	S.49. 6.17	「ヨーロッパにおける最近の社会保障の動向」
12	S.49.11.26	「生活調査における家族周期的アプローチ」
13	S.50. 6.17	「年金制度と年金年齢」
14	S.50.10.24	「地域福祉と住民参加」
15	S.51. 6. 7	「社会的支出と所得配分」
16	S.51.12.14	「独・仏疾病保険の諸問題と改革の方向」
17	S.52. 6.28	「疾病保険の現金給付について」
18	S.53. 7.11	「日本人の老後観」
19	S.54.10. 1	「社会保障の国民経済的効果に 関するモデル分析」
20	S.56. 9.29	「福祉政策の総合化」
21	S.57. 6.15	「21世紀の社会保障 —将来推計による選択肢—」
22	S.58. 9.27	「社会福祉の将来展望」
23	S.59. 7.24	「医療サービスの有効性と効率性」
24	S.60.12. 3	「高齢者世帯の生活構造の変化と社会保障— 高齢者生活総合調査(静岡県掛川市、昭和59年) の調査報告書—」
25	S.61.12. 4	「福祉国家発展の比較分析」
26	S.62.11.24	「社会保障と住宅」
27	S.63.12.12	「フランスおよび西ドイツにおける 医療と福祉の連携」

9. 刊行物一覧

機関誌

【季刊】社会保障研究

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとりあげ、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、年4回刊行している。

【海外社会保障情報】

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回刊行している。

研究叢書

1. 「社会保障研究序説」(山田著) (昭和43年10月)
2. 「インド社会保険の歴史的考察」(平石著) (昭和44年3月)
3. 「家族周期と児童養育費」—児童養育調査報告書 (中鉢編) (昭和44年3月)
4. 「家族周期と家族構造」(中鉢編) (昭和46年3月)
5. 「経済発展と福祉社会」(小山・藤澤他著) (昭和47年3月)
6. 「社会保障水準基礎統計」(研究所編) (昭和48年6月)
7. 「貧困—その測定と生活保護—」(小沼著) (昭和49年3月)
8. 「高齢化社会の家族周期」(中鉢編) (昭和51年3月)
9. 「家族周期と世代間扶養」(中鉢編) (昭和53年1月)
10. 「年金改革論」(研究所編) (昭和57年11月)
11. 「社会保障の基本問題」(研究所編) (昭和58年8月)
12. 「社会福祉改革論Ⅰ」(研究所編) (昭和59年6月)
13. 「社会福祉改革論Ⅱ」(研究所編) (昭和59年6月)
14. 「経済社会の変動と社会保障」(研究所編) (昭和59年8月)
15. 「福祉政策の基本問題」(研究所編) (昭和60年1月)
16. 「医療システム論」(研究所編) (昭和60年11月)
17. 「社会保障研究の課題」(研究所編) (昭和61年3月)
18. 「イギリスの社会保障」(研究所編) (昭和62年9月)
19. 「スウェーデンの社会保険」(研究所編) (昭和62年9月)
20. 「社会政策の社会学」(研究所編) (平成元年1月)
21. 「フランスの社会保障」(研究所編) (平成元年2月)

単行本 (研究所編)

1. 「戦後の社会保障（本論）」(昭和43年2月)
2. 「戦後の社会保障（資料）」(昭和43年2月)
3. 「現代の福祉政策」(設立10周年記念論文集) (昭和50年1月)
4. 「日本社会保障前史資料II」(昭和50年9月)
5. 「日本社会保障前史資料第1巻 (I 保健・医療 (上))」(昭和56年4月)
6. 「日本社会保障前史資料第2巻 (I 保健・医療 (下))」(昭和56年8月)
7. 「日本社会保障前史資料第3巻 (II 社会保険)」(昭和56年12月)
8. 「日本社会保障前史資料第4巻 (III 社会事業 (上))」(昭和57年7月)
9. 「日本社会保障前史資料第5巻 (III 社会事業 (中))」(昭和57年11月)
10. 「日本社会保障前史資料第6巻 (III 社会事業 (下))」(昭和58年6月)
11. 「日本社会保障前史資料第7巻 (索引)」(昭和59年8月)
12. 「日本社会保障資料III (上)」(昭和63年5月)
13. 「日本社会保障資料III (下)」(昭和63年11月)

翻訳叢書

- 調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。
1. ILO編「世界各国における社会保障の費用 (1958～1960)」(昭和40年4月)
 2. アメリカ保健教育福祉省編「世界各国の社会保障制度 (1964)」(昭和41年4月)
 3. R. M. ティトマス著「福祉国家の理想と現実」(谷訳) (昭和42年3月)
 4. M. S. ゴーダン著「社会保障の経済分析」(地主他訳) (昭和42年3月)
 5. アメリカ保健教育福祉省編「世界各国の社会保障制度 (1961～1963)」(昭和43年3月)
 6. ILO編「世界各国における社会保障および関連サービス」(山田監訳) (昭和43年3月)
 7. ベヴァリジ報告「社会保険および関連サービス」(山田監訳) (昭和44年12月)
 8. アメリカ保健教育福祉省編「世界各国の社会保障制度 (1969)」(昭和44年12月)
 9. R. M. ティトマス著「社会福祉と社会保障」(三浦・渡辺他訳) (昭和43年3月)
 10. ILO・社会保障への途」(益野谷, 平石訳) (昭和47年7月)
 11. ILO編「世界各国における社会保障の費用 (1964～1966)」(昭和48年3月)
 12. アメリカ保健教育福祉省編「世界各国の社会保障制度 (1973)」(昭和50年10月)
 13. アメリカ保健教育福祉省編「世界各国の社会保障制度 (1977)」(昭和54年3月)

所内研究資料

研究中間報告, 研究報告, 調査報告, 文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。

No. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する基礎問題」

- No. 6502 議事録「シンボジウム『社会保障とは何ぞや』(その1)」
 No. 6503 議事録「シンボジウム『社会保障とは何ぞや』(その2)」
 No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」
 No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」
 No. 6506 議事録「シンボジウム『社会保障とは何ぞや』(その3)」*
- No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相関について」
 No. 6602 文文献解説「経済発展における所得の地域格差」
 No. 6603 議事録「児童手当制度について、経済計画における社会保障」
 No. 6604 文文献解説「生活水準指數」
 No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
 No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」*
- No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」
 No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指數—国連方式による試算 大正14年～昭和40年—」*
- No. 6703 個人報告「山田渡欧報告」
 No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会的関係網」
 No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革試案の内容について—」*
- No. 6801 「日本の社会保障」
 No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
 No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の展開 (1959～1963) —アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心にして—」
- No. 6804 「新聞論調よりみた社会保障の展開とマス・コミの機能」
 No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
 No. 6806 翻訳「国民老齢退職金と社会保障」*
- No. 6901 中間報告「社会資本の経済分析」
 No. 6902 中間報告「医療サービスの経済分析」
 No. 6903 中間報告「社会保障と所得再分配—実証と分析—」
 No. 6904 「貧困水準測定のための基礎資料」
 No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」
 No. 7001 文文献解説「ラッセル・サージ、ファンデーション刊 社会変化の諸指標」
- No. 7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」
 No. 7003 「社会福祉、社会保障関係目録 (論文の一部) 一社会福祉を中心とした社会の構造と運営 (1960～1970) —」*
- No. 7101 中間報告「負の所得税に関する研究」
 No. 7102 文文献解説「社会経済的ディベロメントの内容測定」
 No. 7103 文文献解説「西ドイツ中期社会予算と社会保障論の一系譜」
 No. 7104 中間報告「[国連「国民勘定統計」による社会的消費の国際比較的研究]
- No. 7201 「労務管理と社会保障—健康保険の問題を背景として」
 No. 7202 中間報告「アメリカの社会保障 (II)」
 No. 7203 中間報告「国民勘定統計とILO統計による保健費用の国際比較」
 No. 7204 中間報告「多問題家族に関する研究」*
- No. 7301 中間報告「社会的アンバランスに関する統計的研究」
 No. 7401 翻訳「イタリアの労災補償」*
- No. 7501 文文献紹介「各国社会指標関連報告の比較」*
- No. 7601 翻訳「イタリア経済・労働国民審議会「社会保障改革に関する報告と提案」案」1963|*
- No. 7701 翻訳「施設ケアの検討」*
- No. 7801 要介護老人人数と介護に必要なサービスマンパワーの将来推計*
- No. 7901 医療政策の効果測定に関する理論的枠組みについて—とくに予防医療の効果を中心にして—
- No. 7902 世帯からみた社会保障の所得再分配効果—国民健康保険の拠出の分析—
 No. 7903 被保護世帯と一般世帯の間の消費水準格差の測定と保護基準の算定に全世帯等1.5 分位階級消費水準を物差しにする方法についての検討
- No. 7904 医療費増嵩の需要・供給分析
 No. 7905 社会保障の国民経済的地位に関するモデル分析
 No. 7906 '80年代の社会福祉に関するモニターリング調査報告
- No. 8001 社会保障の政策効果測定に関する研究

- No. 8002 中間報告「社会保障と税制との相互調整ならびに給付配分の効率性に関する理論的実証的研究（I）」
- No. 8003 中間報告「社会保障と税制との相互調整ならびに給付配分の効率性に関する理論的実証的研究（II）」
- *
No. 8201 中間報告「社会保障の基本問題に関する研究」
- No. 8202 福祉サービスへの労働力配分に関する研究
*
- No. 8301 高齢者世帯の家計行動と社会保障に関する研究
- No. 8302 福祉サービスへの労働力配分に関する研究(2)
- No. 8303 高齢者世帯の家計行動と社会保障に関する研究(2)
- No. 8304 西欧諸国におけるソーシャルポリシーとソーシャルポリシー論に関する研究
*

No. 8501 社会保障発展の国際比較研究・文献目録（解題）

No. 8502 高齢者世帯の生活構造の変化と社会保障

No. 8503 「高齢者生活総合調査（昭和59年・世帯調査）」結果報告
*

No. 8601 社会保障費の推計に関する総合的研究
*

No. 8701 社会保障と住宅政策との関連に関する理論的・実証的研究

社会保険研究所

(〒107 東京都港区赤坂2丁目19番8号
(赤坂2丁目アネックスビル内)

電話 03 (589) 1381~4

印 刷 (株) 太 阳 美 術